

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する
有識者会議の開催について

令和 6 年 12 月 17 日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議決定

- 1 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 60 号）による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）において、特定技能制度及び育成就労制度（以下「両制度」という。）に係る基本方針の案を作成するとき、及び両制度に係る分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、知見を有する者の意見を聴く旨規定されている。このため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）の下、両制度に係る基本方針及び分野別運用方針の案について有識者の意見を聴取することを目的として、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。
- 2 有識者会議の構成員は、関係閣僚会議の議長が指名する者とする。
- 3 有識者会議に座長及び座長代理を置き、座長及び座長代理は構成員のうちから関係閣僚会議の議長が指名する者とする。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 5 有識者会議の庶務は、内閣官房、法務省及び厚生労働省において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。